

「平成 26 年 8 月 24 日 小野地区のまちづくりについての意見交換会」でいただいたご意見

テーマ	ご意見・ご質問	市の回答
都市計画	都市計画の見直し時に、部分的・段階的に調整区域を解除すれば、コンビニなどを建てることはできるのではないか。	市街化調整区域（市北東部）につきましては、第 4 次総合計画で示されているように良好な自然環境や優良な農地保全という観点から市街化の抑制を図るため、現在、区域解除（見直し）を行う予定はございません。 しかしながら、地域コミュニティの維持や住民の生活課題の解消を図り、生活の向上が図れる土地利用を促す方向性が示されています。 したがって、現在、市街化調整区域内でも土地利用が図れる制度作りの検討を進めていますが、この制度運用につきましては兵庫県との調整・合意が必要となることから、建築可能となる種別までは現時点でお示しはできませんが、地域の生活向上が図れるよう取り組んでいますのでご理解をお願いします。 (都市整備部)
交通問題	この地域は車がないとかなり不便であるが、自分が 10 年後も車を運転できるか不安である。路線バスに頼るのではなく、高齢者に配慮した交通網を考えてほしい。 ・三田市でも過去にコミュニティバスを検討していたと聞いているが、具体的な検討を進めていただきたい。 ・デマンドバスを導入している自治体もあるので、三田市でも検討していただけないか。	現在、市では高齢者の皆さんに対するバス助成を行っています。公共交通の利便性による地域格差が生じているので、近隣市の状況等も見ながら、地域格差の解消に向けて取り組んでいきたいと考えています。 (まちづくり部) 現在、市では市民生活に関わる移動手段である、バス・タクシーの交通のあり方について事業者、行政、利用者が意見を交わせる地域公共交通会議の設立準備を進めています。今後、地域での生活に関わる移動手段について、この協議会で議論していきたいと考えていますのでご理解をお願いします。 (都市整備部)
空き家対策	持ち主不明の空き家については行政で解体等の処分は下せないのか。	家屋所有者が不明である場合において、特定行政庁がその措置（解体撤去）を自ら行うためには、財産上の権利（条例等の法的根拠）解体の判断基準（基準となる要綱の制定が必要）のほか、公告などの法的な手続き等による時間的問題などがあります。また、建築基準法では、建物が存する場合においては、その要件を満たしておれば、建て替え等の建築が可能であるが、建築物を解体撤去して更地の状態であった場合には建築ができないとの法規制もあることから、土地所有者の私権に関わることも想定され、措置の執行についての判断は難しいものとなります。しかしながら、国においても危険家屋の空き家対策についての検討がなされているとも聞いていますので、その動向などにも注視していきたいと考えています。 (都市整備部)
農業問題	農業に従事してくれる後継者がいない。世帯が少なくなると、家がなくなってしまう。何か対策は取れないか。	市では、後継者不足等、地域農業を守る一つの対策として、地域住民自らの話し合いによって、集落の将来ビジョンを示す「人・農地プラ

「平成 26 年 8 月 24 日 小野地区のまちづくりについての意見交換会」でいただいたご意見

テーマ	ご意見・ご質問	市の回答
	<p>いか。</p>	<p>ン」の策定を呼び掛けています。 プランでは、①今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、②地域の担い手は十分確保されているか、③将来の農地利用のあり方、④農地中間管理機構の活用方法（農地の貸借、中心経営体への集約）等のこれからの地域農業のあり方についてプランとしてまとめて頂くものです。 当地区においても、是非とも、人・農地プランを策定して頂き、持続可能な地域農業のルールづくりを進め、地域活性化に繋げて頂きたいと考えます。 人・農地プランを作成された集落へは支援制度もごございます。市農業振興課農業経営係にご相談ください。 作成にあたりましては、市農業振興課、県みどり公社 阪神農地管理事務所（阪神農林振興事務所）、県農業改良普及センター、JA三田営農総合センター、JA各支店の営農相談員、市農業委員会の支援チームで応援します。 また、新規就農者を希望される方の相談窓口として、地域就農支援センターが農業改良普及センター（県の地方機関）に設置されています。 （経済環境部）</p>
<p>農業問題</p>	<p>農地が廃れていくことに不安を抱いている。地域に社宅を建てれば、若い人も増えるのではないか。</p>	<p>農地が廃れていくことについても、後継者問題と重要に関わる問題と考えています。集落の将来ビジョンである「人・農地プラン」を策定して頂き、地域の中で、今後中心となる農業経営体は誰なのか、また、その経営体へどのように農地を集めるのか、ルール作りを進め、地域農業を守って頂きたいと考えています。 （経済環境部）</p>
<p>農業問題</p>	<p>国は集落営農の方針打ち出しているものの、知らない人も多い。農政部署でのPRをお願いしたい。</p>	<p>政府においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農政改革を進めています。このことから、国の制度をフル活用して頂くためにも、ご意見のとおり、JA等関係機関と連携を進めながら、積極的に農会、農業者への情報提供に努めていきたいと考えています。 （経済環境部）</p>
<p>農業問題</p>	<p>新規就農者になるための条件を緩和し、どんどん地域に新しい人が入れるようにしたらどうか。</p>	<p>農地取得の要件として、下限面積 30a の面積基準を設けています。これは平成 19 年に 50a より緩和したもので、これ以上の変更は農地の分散化と安定した農業経営に繋がらないと考えます。 なお、農地の賃貸借による特例措置として 10a 以上を最低条件とし、貸借期間は 1 年となっています。（経済環境部・農業委員会事務局）</p>
<p>道路問題</p>	<p>交通の不便さは多くの人を感じている。是非国道 176 号線までの道路を整備していただきたい。そうする</p>	<p>国道 176 号線まで新たな道路整備となりますと、ルート選定や用地買収等多くの問題があり、現実的に困難です。</p>

「平成 26 年 8 月 24 日 小野地区のまちづくりについての意見交換会」でいただいたご意見

テーマ	ご意見・ご質問	市の回答
	<p>ことで、人の動きが活発になるのではないか。</p>	<p>現在、小野地区内では県道三田篠山線の拡幅工事が兵庫県において進められており、早ければ今年度、遅くとも来年度には道路幅が狭かった小野小学校から桜ヶ丘住宅団地まで完了し、琴引峠区間を除き、ほぼ全線歩道付の道路が整備できることとなっています。</p> <p>なお、これらの整備が完了しますと、志手原小学校前の交差点を経て有馬富士公園線を通り、ご要望の国道 176 号線まで結ばれることになり、経済活動等の活発化に寄与するものと考えており、市としても早期整備について働きかけているところです。 (都市整備部)</p>
高齡者問題	<p>・高齡者のバス助成について、一律となっている助成額を見直していただきたい。交通弱者となる高齡者への対策について地域でも話しているが、具体的な解決策が出ていない。</p> <p>・高齡者にとってごみ出しは非常に負担がかかる。近所の人にも頼みにくいようである。高齡者の自宅付近でのごみ収集についても検討いただければと思う。</p>	<p>・高齡者バス助成については、地域による金額の設定が難しいことから、一律とさせていただきます。地域によって公共交通の利便性により格差が生じていることも認識しており、昨年度から検討を進めています。近隣市の状況等も見ながら、地域の格差解消に向けて取り組んでいるのでご理解をお願いします。 (まちづくり部)</p> <p>・高齡者の方のごみ出しについては、三田市のみならず全国的な課題となっています。三田市としても地域コミュニティの活性化を図る中、どのような対策を講じられるのか研究していきたいと考えています。 (経済環境部)</p>
高齡者問題	<p>施設入所基準の介護度が上がったことによって、施設への入所待ちの認知症患者が増えることが予想される。そうした場合に認知症患者を在宅介護しないといけないが、どう対応したら良いか？</p>	<p>三田市でも、国の認知症対策の基準に沿って 3 ヶ年の計画を作っているところです。この問題は三田市だけではなく、日本全体の課題でもあるので、認知症患者・後期高齡者が増える 10 年後を見据えて考えていきたいと思えます。 (健康福祉部)</p>
まちづくり基本条例	<p>まちづくり基本条例が出来たことにより何がどう変わるのか分からない。例えば、情報共有の原則などは具体的なイメージが湧かないので教えていただきたい。</p>	<p>具体的には、平成 24 年度から開始した地域担当制によって、地域担当者が地域に密着し、地域の情報を受け取りやすくなりました。逆に、地域担当者からも地域へ情報発信もしやすくなりました。本日の会では、地域の皆さんから地域の課題をお聞きするとともに、市が考える地域の課題についてデータ集を用いてお伝えさせていただきました。本日の会をきっかけに、これからも地域の皆さんと対話しながら一緒に協働のまちづくりを進めていきたいと考えています。 (企画財政部)</p>